

## イボットソン・アソシエイツ 資本コスト関連データ利用規約

本規約は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社(以下「IAJ」といいます)が法人・団体向けに提供する第1条で定義する「本コンテンツ」をご利用いただく際の利用条件および権利義務関係を定めるものです。ご利用いただくお客様にはすべての記載内容にご同意いただく必要があります。

### 第1条(定義)

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- ①本コンテンツ: 日経メディアマーケティング株式会社のWEBサイトを通じて顧客の利用に供されるイボットソン・アソシエイツ 資本コスト関連データを意味します。
- ②代理店: IAJ が本コンテンツの販売業務、利用料金回収業務および顧客サポート業務等を委託している事業者である、日経メディアマーケティング株式会社を意味します。
- ③顧客: 本規約にご同意いただいたうえで代理店の所定の手続きに従い本コンテンツの利用を申し込み、IAJ によって本コンテンツの利用を承諾された法人・団体を意味します。
- ④承認ユーザー: 顧客が本コンテンツの利用を許可した顧客に所属する個人で、申込書に記載された者を意味します。なお、承認ユーザーは顧客の役員又は従業員でなければなりません。
- ⑤利用料金: 本コンテンツの利用の対価を意味します。
- ⑥知的財産権: 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権とその他の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます)を意味します。
- ⑦本契約: 顧客による本コンテンツの利用に関する IAJ と顧客間の契約を意味します。
- ⑧反社会的勢力: 次のいずれかを意味するものとします。
  - (a)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の定義による)
  - (b)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の定義による)
  - (c)暴力団準構成員
  - (d)暴力団関係組織
  - (e)株主総会で問題を引き起こすと脅かして、企業から金品を巻き上げようとする者(総会屋)またはこれに相当する者
  - (f)社会運動を標榜して不法な脅迫を行い、あるいは破壊的な行動に従事する人または組織
  - (g)特殊知能暴力集団
  - (h)上記に規定するものと類似する活動に従事する個人または組織

### 第2条(本規約の適用・本契約の成立)

- 1 本規約は、本コンテンツを利用する全ての顧客に適用されます。本規約は本契約の一部を構成するものとします。
- 2 本契約は、顧客が、代理店の WEB サイト上で、代理店の定める手続きに従い、本コンテンツの利用申込みを行い、IAJ が当該申込を承諾した時点で成立するものとします。
- 3 顧客は、承認ユーザーに本契約の条件を遵守させるものとし、承認ユーザーによる本契約の違反について、IAJ に対して、承認ユーザーと連帯して責任を負うものとします。

### 第3条(利用許諾)

IAJ は、顧客に対し、本規約に定める条件に従い、本コンテンツを利用する非独占的で譲渡不可であり、且つ再実施権の許諾を伴わない、取消し可能なライセンスを許諾します。

#### 第4条(本コンテンツの利用)

- 1 顧客による本コンテンツの利用は、承認ユーザーによる顧客内部での利用に限定されるものとします。
- 2 顧客は、IAJ の書面(電子メールを含みます。以下同じ)による事前の承諾がある場合を除き、本コンテンツについて、前項以外の利用をすることはできません。禁止される利用には、①本コンテンツの複製、改変、加工、分割、翻訳、翻案、保存または蓄積、②第三者(顧客における承認ユーザー以外の役職員、並びに顧客の親会社、子会社および関連会社を含みますが、これらに限られません)に対する本コンテンツ(複製したものを含みます)の譲渡、配布、展示、送信、伝達、③第三者による本コンテンツの利用、④転載、引用が含まれますが、これらに限られません。
- 3 第1項で定める利用形態以外で本コンテンツの利用を希望する場合、IAJ の書面による事前承諾を必要とします。また、この場合、希望する利用形態に応じて、IAJ が定める利用料金が別途発生します。
- 4 顧客は、IAJ の書面による事前承諾に基づき本コンテンツの転載、引用を行う場合、IAJ が提示する条件 ([https://www.nikkeimm.co.jp/files/user/pdf/ibbotson/ibbotson\\_terms.pdf](https://www.nikkeimm.co.jp/files/user/pdf/ibbotson/ibbotson_terms.pdf))を遵守するものとします。
- 5 顧客が本コンテンツの納品を受け、本コンテンツを利用するために必要な、対応ハードウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、顧客の負担と責任において行うものとします。顧客は、本コンテンツの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

#### 第5条(利用料金)

- 1 本コンテンツの利用料金は、代理店の本コンテンツに関する WEB サイトに掲示されます。
- 2 顧客は、利用料金を、利用料金にかかる請求書受領日から 1 カ月以内に、請求書で定める銀行口座へ振り込む方法により、代理店を通じて IAJ に支払うものとします。なお、振込手数料は顧客の負担とします。
- 3 顧客は、利用料金の支払いを遅延した場合、当該遅延金額に対して年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を、代理店を通じて IAJ に支払うものとします。
- 4 IAJ は、代理店の WEB サイトに掲示した上で、本コンテンツの利用料金を変更することができます。

#### 第6条(知的財産権)

- 1 本コンテンツにかかる著作権を含む知的財産権並びにその他の一切の権利は、IAJ または IAJ に本コンテンツを提供している提携先を含む正当な権利を有する第三者に帰属します。本規約に基づく顧客による本コンテンツの利用は、本コンテンツに関する権利の譲渡を意味するものではありません。
- 2 顧客は、IAJ 又は本コンテンツについて正当な権利を有する第三者(IAJ に本コンテンツを提供している提携先を含みます)による本コンテンツに対する所有者または著作権の表示等について、除去または変更を行ってはなりません。

#### 第7条(非保証)

IAJ は、本コンテンツについて如何なる保証(本コンテンツの商品性、真実性、完全性、正確性、有用性、顧客の本コンテンツの利用目的への適合性への保証、第三者の知的財産権及びその他の権利の

非侵害性に関する保証、その他本コンテンツが本契約の内容に適合することの保証を含みますが、これらに限りません。以下同じ)もいたしません。IAJ は、本コンテンツの内容に誤りがある場合、その訂正をするため自己の費用で商業上合理的な努力をしますが、本コンテンツの利用によって顧客及び第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。本コンテンツの利用による結果についての全てのリスクは顧客が負うものとします。

#### 第8条(損害賠償)

顧客は、本契約の違反、または顧客による本コンテンツの利用により IAJ に発生した損害、損失及び費用全てについて、IAJ、その役員、取締役、従業員、代理人及び関連会社を防御し、補償しかつ免責するものとします。IAJ は、自らが選択した弁護士によって上記のいずれかに関する訴訟または法的手続きに関して防御する権利を有するものとします。

#### 第9条(秘密保持義務)

- 1 IAJ、代理店及び顧客は、本契約に関連して相手方から開示を受けた、秘密である旨の表示がなされた書面、電磁的記録媒体、物品等の有体物による情報(以下「秘密情報」といいます)を、善良な管理者の注意をもって秘密情報として取り扱い、相手方の事前の書面による承諾がある場合または法令に基づき開示命令を受けた場合を除き、第三者に対し開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の情報は秘密情報に含まないものとします。但し、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条1項の定義による)についてはこの限りではありません。
  - ①相手方から開示を受ける前に自ら保有していたもの
  - ②相手方から開示を受けた時点において、既に公知となっていたもの
  - ③相手方から開示を受けた後、自らの責によらず公知となったもの
  - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したもの
  - ⑤相手方の秘密情報に依拠することなく独自に開発したもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、顧客による本コンテンツの利用に関わる情報及び管理状況(顧客の名称、所在地、担当者名、業務内容、電話番号、メールアドレス、利用料金、承認ユーザーの氏名を含む)を、IAJ が Morningstar, Inc.ならびにそのグループ会社等と共有することに予め同意するものとします。
- 4 いずれの当事者も、本契約が終了した場合又は相手方の要求がある場合、相手方の秘密情報を、相手方の指示に従い、返還又は破棄するものとします。
- 5 本条の秘密保持義務は、本契約終了後も5年間有効に存続するものとします。

#### 第10条(個人情報)

IAJおよび代理店は、顧客より受領した個人情報について、下記に定める各自の個人情報保護方針に従い適切に取り扱うものとします。

IAJ: <https://ibbotson.co.jp/wp-content/uploads/2021/10/privacypolicy.pdf>

代理店: <https://www.nikkeimm.co.jp/privacy/>

#### 第11条(調査・報告)

IAJ は、顧客が本契約に違反しているおそれがあると判断した場合、顧客に対し、当該違反行為の有無を確認するために必要な限りにおいて、IAJ が直接または代理店を通じて、顧客に本コンテンツの

利用状況等に関する調査をし、あるいは顧客に対し報告を求めることができ、顧客はこれに応じなければなりません。

#### 第12条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約が解除された場合を除き、本契約成立日から1年間とします。

#### 第13条(解除等)

- 1 IAJ は、顧客が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、顧客への事前の通知もしくは催告を要することなく顧客による本コンテンツの利用を一時停止し、または本契約を解除することができるものとします。
  - ①本契約に違反し、書面にて是正を催告したにもかかわらず、相当期間内に是正を行わないとき
  - ②重大な過失または背信行為があったとき
  - ③IAJ の信用、名誉等を著しく傷つける行為があったとき
  - ④差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - ⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあったとき
  - ⑥資本金の減少、営業の廃止、資本金もしくは営業の重要な変更、または解散の決議をしたとき
  - ⑦他の会社と合併したとき
  - ⑧その他前各号に準ずる事由が発生したとき
- 2 前項の一時停止措置および本契約の解除に関する顧客からの質問・苦情は一切受け付けないものとします。
- 3 本条に基づき本契約が解除された場合、顧客は、本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとし、顧客は、IAJ 又は代理店の請求に従い、直ちに債務の全てを弁済するものとします。
- 4 IAJ が本契約を解除したことにより顧客に損害が発生したとしても、IAJ および代理店は一切責任を負わないものとします。

#### 第14条(反社会的勢力の排除)

- 1 顧客は、自ら及びその取締役または役員が、(i)反社会的勢力とみなされる活動に現在参加・関係していないこと、(ii)過去5年以内に反社会的勢力とみなされる活動に参加・関係したことがないこと、また(iii)反社会的勢力とみなされる活動に将来参加・関係しないことを表明し、かつ保証するものとします。
- 2 顧客は、直接、あるいは第三者を介するか否かを問わず、次の各号の活動のいずれにも故意に従事しないことを確約するものとします。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的権利を超えた不当な要求行為
  - ③事業活動を進めるために脅迫または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を違法に妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3 顧客が第1項または第2項の規定に違反した場合、IAJ は、本契約を直ちに解除し、顧客に対し、

当該解除により生ずる損害の賠償を請求することができるものとします。本項に基づく本契約の解除により顧客に損害が生じたとしても、IAJ 及び代理店は、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

#### 第15条(契約終了後の措置等)

解除等の事由の如何を問わず本契約が終了した場合、顧客は、IAJ の指示に従い、直ちに顧客の電子的記憶装置に残っている本コンテンツ(複製物を含む)の利用を停止し、且つ、IAJ の請求がある場合、利用を停止したことを証する書面を提出するものとします。

#### 第16条(譲渡禁止)

顧客は、IAJ の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に対し、譲渡、担保提供、またはその他一切の処分をすることはできないものとします。

#### 第17条(存続条項)

本規約第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条2項、3項及び4項、第14条3項、第15条第16条、本条、第18条及び第19条の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとします。

#### 第18条(分離可能性)

本規約を含む本契約の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、その他の規定の有効性には影響を及ぼさず、その他の規定はなお有効とします。

#### 第19条(準拠法及び専属管轄)

- 1 本契約は、抵触法の規定にかかわらず、日本法を準拠法とします。
- 2 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第20条(本規約の変更)

IAJ は、代理店の WEB サイトへの掲載、その他 IAJ が適切と判断した方法で公表又は通知することにより、顧客の承諾を得ることなく、本規約の各条項を変更することができるものとし、変更日以降は、変更後の利用規約が本契約に適用されるものとします。

#### 第21条(代理店)

顧客は、代理店が、下記に定める業務を IAJ に代わって行うことを予め承諾するものとします。

- ①本契約の申込の受け付け及びこれに関連する業務
- ②本コンテンツの納品に関する業務
- ③利用料金の請求及びこれに関連する業務
- ④その他、IAJ が指定した業務

以上

(2025年3月27日制定)